

福岡高等裁判所令和7年12月17日判決において佐賀県警の警察官による取調べが黙秘権を侵害すると判断されたことを受けて、黙秘権を行使している被疑者の意思に反する取調べの規制を求める会長声明

## 1 はじめに

当会は、佐賀県警察（以下「佐賀県警」）をはじめとする全国の都道府県警察に対し、被疑者の意思に反して取調べを継続し供述を強要することは憲法38条1項に違反するものであるから、黙秘権を行使している被疑者の取調べを規制するよう求める。

具体的には、(1)被疑者の供述をするかどうかの自由な意思決定を困難にする取調べ官の言動、(2)供述しない意思が確認された後の取調べの継続、(3)有形力の行使による取調べ室への出頭の強制、及び(4)黙秘権を行使している被疑者の供述調書を作成することを禁止して、黙秘権を行使している被疑者の取調べを規制すべきである。

とりわけ、令和7年12月17日、福岡高等裁判所において、佐賀県警佐賀南警察署で令和3年1月から同年2月に実施された警察官の取調べが被疑者の黙秘権を侵害したとして違法と認める判決が言い渡されており、佐賀県警に所属する警察官の実施する取調べの適法性に重大な疑義が生じている。のみならず、佐賀県内においては、令和7年9月8日の報道で、佐賀県警科学捜査研究所の元技術職員によるDNA型鑑定の不正が発覚し、本年1月には、佐賀県警が被疑者ノートに関し、違法・不当な運用を継続していることが発覚し、もはや県民の佐賀県警に対する信頼は失墜している状況といえる。そうであれば、県民からの信頼の回復が急務とされる佐賀県警においては、率先して被疑者の黙秘権を侵害する取調べを規制することで、刑事司法の透明化に資する運用を積極的に採用すべきである。

## 2 黙秘権の実質的保障の重要性

憲法38条1項は「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」として、黙秘権を保障している。刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）198条2項は、これを受けて、被疑者取調べに際しては、「被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない」ものとしている。

黙秘権は、被疑者・被告人の供述の自由を確保し、個人の人格の尊厳を守るためのものである。同時に、捜査権限の濫用による自白強要を防止し、罪を犯していない人を保護するためのものである。

何人も、捜査機関から犯罪の嫌疑をかけられたとき、自己を防御する権利を有するが（憲法31条）、黙秘権はそのうちの最も重要な権利である。えん罪事件の多くは、取調べにおける虚偽の供述によって引き起こされており、黙秘権行使は、えん罪防止のための最善の防御方法といえる。その重要性は、我が国の実務においては、任意の供述を求め、その供述を聴取・保存する手続であるはずの取調べが、捜査機関の心証に合致する供述証拠を作る手続に変質していることも踏まえると、一段と強調される必要がある。

### 3 取調べにおける黙秘権の保障状況

しかしながら、我が国の取調べにおいては、被疑者が黙秘権を行使して、一切供述しない旨を明示的に表現し、又は終始沈黙して供述しない意思を明らかにしても、取調官が被疑者を取調室に留め置き、取調べを継続して、供述を要求することが一般的に見られる。

被疑者にとっては、取調室に留め置かれ、一人で取調官と対峙することを余儀なくされた状況において供述を要求されること自体が、供述するか否かの自由な意思決定を困難にするものである。

取調官が被疑者に黙秘権行使を断念させ、供述をさせるために、その取調べが長時間、かつ多数回に及ぶことも多く、長期の勾留、重い刑罰、別件による捜査や訴追等の不利益を示唆する言動や、威迫、侮辱、人格の否

定等の精神的苦痛を与える言動を執拗に行っていることも明らかになっている。

このような運用は、監禁や精神的苦痛を与える言動を手段とした供述の強要にほかならず、憲法38条1項が許容するものでないことは明らかであり、我が国の取調べにおいては、黙秘権が実質的に保障されているとはいえない状況にある。

#### 4 取調べの継続の規制の必要性

黙秘権を行使して供述しない意思を明らかにしている被疑者をその意思に反して取調室に留め置き、取調べを継続する運用は、刑訴法上の根拠も欠くものである。刑訴法197条1項ただし書は、「強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない」と規定しているが、その意思を制圧して被疑者を取調室に留め置き、取調べを継続する捜査機関の権限を定めた規定は存在しない。

捜査機関の運用は、「被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる」とする刑訴法198条1項ただし書の反対解釈として、逮捕又は勾留された被疑者には、いわゆる「取調べ受忍義務」があるとする見解に依拠している。しかし、刑訴法が、逮捕又は勾留されていない被疑者が出頭を拒み、「何時でも」退去できることを確認していることをもって、逮捕又は勾留された被疑者については、その意思を制圧して取調べに応じさせる権限まで捜査機関に与えたものと解釈するのは、明らかに飛躍している。また、逮捕及び勾留は被疑者の逃亡及び罪証隠滅の防止を目的としたものであって、取調べを目的としたものではないこととも整合せず、捜査機関の運用が依拠している解釈は、著しく恣意的なものであるといわざるを得ない。そして、このような「取調べ受忍義務」があると解釈したとしても、憲法38条1項が黙秘権を保障している以上、被疑者の供述の自由を制約するような取調べを継続する権限が捜査機関に与えられていると解する余地はない。

刑訴法198条1項ただし書の規定をどのように解釈するかにかかわ

らず、同規定より優位に立つ憲法38条1項が黙秘権を保障している以上、供述しない意思を明らかにしている被疑者の取調べの継続ないし説得は、その実質的保障の観点から当然に制限されなければならない。黙秘権が実質的に保障されているとはいえない取調べの状況を改めるため、被疑者が黙秘権を行使して供述しない意思を明らかにした場合における取調べや説得の継続を明確に規制することが必要である。

## 5 取調べの継続の規制の内容

被疑者は取調べにおいて、包括的に黙秘権を行使することもできるし、個々の質問に対して供述を拒むこともできる。また、黙秘権はそれを行使することが明示的に表現されることもあれば、質問に対して沈黙することによって行使されることもある。したがって、被疑者が何らかの形で黙秘権を行使した場合において、その趣旨や範囲が明確でないときに、取調官が被疑者の意思を確認することまでが直ちに禁止されるべきことにはならない。黙秘権保障の意義は、被疑者の供述の自由を確保することなのであるから、供述をするかどうかの自由な意思決定を困難にする行為は、明確に規制されなければならない。

### (1) 供述をするかどうかの自由な意思決定を困難にする言動の禁止

取調官が、被疑者に対し、取調べに応じ、又は供述をするかどうかの自由な意思決定を困難にする言動をすることは、明確に禁止されなければならない。

具体的には、黙秘権を行使している被疑者に対し、長期の勾留、重い刑罰、家族や関係者に対する取調べや捜索の実施、別件による捜査や訴追等の不利益を示唆する言動や、威迫、侮辱、人格の否定や不当な非難等の精神的苦痛を与える言動は、供述するかどうかの自由な意思決定を困難にするものであるから、いかなる状況の下でも明確に禁止されるべきである。

### (2) 供述しない意思が確認された後の取調べの継続の禁止

被疑者の供述しない意思が確認されたにもかかわらず、取調べないし

説得を継続し、取調室に留め置くことは、監禁を手段とした供述の強要にほかならず、供述をするかどうかの自由な意思決定を困難にするものであるから、明確に禁止されなければならない。具体的には、被疑者がいかなる条件の下でも取調べでは供述をしない又は取調べに応じない意思であることが明示的に表示されることにより確認された場合や、質問に対して被疑者が沈黙を続けることによりその意思が客観的に明らかになった場合には、黙秘権保障の趣旨に照らし、その意思を尊重することが義務付けられるというべきであり、それ以降の取調べないし説得は、明確に禁止されるべきである。被疑者が特定の質問や事項について供述しない意思であることが確認された場合も、同様の理由により、それ以降、当該質問又は当該事項についての取調べないし説得は禁止されるべきである。被疑者が、弁護人を立ち会わせない限り取調べに応じない意思を明らかにした場合、弁護人を立ち会わせるのでない限り、取調べないし説得を継続することは禁止されるべきである。弁護人の立会いがあれば供述するというのも、供述をするかどうかの意思決定の自由に当然含まれるからである。

### (3) 有形力の行使による取調室への出頭の強制の禁止

逮捕又は勾留されている被疑者が取調室への出頭を拒否する場合、有形力の行使により取調室への出頭を強制することは、そもそも刑訴法上の根拠を欠くものであるが、黙秘権の実質的保障の観点からも、明確に禁止されるべきである。被疑者が取調室への出頭を拒否しているということは、供述しない意思が明確に表示されていることにほかならない。そうであるにもかかわらず、有形力を行使して出頭を強制することが、被疑者の供述の自由を奪うものであることは明らかである。

### (4) 黙秘している被疑者の供述調書作成の禁止

福岡高等裁判所令和7年12月17日判決からも明らかなように、取調官が黙秘している被疑者に対し、被疑事実を明確に認める旨の自白調書への署名押印を求める行為は、黙秘権を侵害するものである。

刑訴法198条3項は「被疑者の供述は、これを調書に録取することができる」と規定している。これは、被疑者が実際に供述した内容を「録取」、すなわち記録に取ることができることと定めたものであり、被疑者が黙秘権を行使して供述すらしていないにもかかわらず供述調書を作成することは、同条項に違反する。

また、犯罪捜査規範179条1項1号は、供述調書の作成に当たって「形式に流れることなく、推測又は誇張を排除し、不必要な重複又は冗長な記載は避け、分かりやすい表現を用いること」と規定している。したがって、被疑者が個々の質問に対する供述を拒んでいる場合に、取調官が、被疑者が任意に供述している他の事項から推測を交えて、供述を拒絶している事項についての供述調書を作成することは、同条項に明確に違反する。このように、個別の質問に対し黙秘権を行使している被疑者に対し、供述を拒絶している事項について、推測を交えるなどして供述調書を作成する行為は、刑訴法や犯罪捜査規範に反する違法行為といえる。

さらには、被疑者が供述していない事項について取調官が供述調書を作成することを許容すれば、取調官からの圧力に屈した被疑者が意思に反して署名押印を強いられ、虚偽の自白調書が作成される危険性が格段に高まる。このことから、黙秘権を行使している被疑者の供述調書の作成自体が実質的に黙秘権を侵害するものといわざるを得ない。

そうであれば、被疑者が包括的に黙秘権を行使している場合はもちろんのこと、特定の質問に関して供述を拒否している被疑者に対しても、取調官が供述調書を作成することは、一切禁止されるべきである。

## 6 結語

憲法が明文で黙秘権を保障しているにもかかわらず、取調べにおいて黙秘権が実質的に保障されていないことは、極めて深刻な事態である。長年にわたり、密室で行われてきた取調べの実態は明らかにされず、それに伴って黙秘権の実質的保障の観点からの限界も殊更に曖昧にされてきたと

もいえる。近年、取調べの録音・録画により、取調べの実態が明らかとなるのと同時に、客観的な記録に基づく黙秘権侵害の審査が可能となった以上、これを速やかに是正することは、人権保障の観点からも、法の支配の観点からも、我が国の刑事司法に対する国民と国際社会からの信頼を確保する観点からも、喫緊かつ必須の課題である。

以上

2026年（令和8年）3月2日

佐賀県弁護士会

会長 出口 聡一郎